

令和4年度 学校生活の心得

校則とは（文部科学省『生徒指導提要』から抜粋）

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。（中略）

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などをふまえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。

本校における校則についての考え方

沖縄東中学校の教育目標である「真理を求め自ら学ぶ生徒」「心豊かで思いやりのある生徒」「健康でたくましい生徒」の育成を実現するため、その土台である「豊かな心」を育むことを目指し、ルールやマナーを自主的に守っていきける生徒を育成するために定めるものである。

【身なり・服装について】

- （１）制服は、夏・冬とも沖縄東中学校指定の制服を着用し、ズボン型・スカート型の選択制とする。
令和4年度の制服に刺繍するネームは、1年生みどり・2年生あか・3年生あお、とする。
 - ① ズボン型制服は、ネクタイ・ベルト（単色の黒・紺・茶色）を着用する。
 - ② スカート型制服は、リボンを着用し、スカート丈は膝が隠れる程度とする。
 - ③ 夏服期間中の冷房等の寒さ対策として、ジャージの上着を着用する事を認める。
 - ④ 肌着は、色の指定はしないが、Ｙシャツからはみ出ないようにする。
 - ⑤ 靴下は、儀式的行事を含め色やデザインの指定はしない。
- （２）頭髪は社会的に許容される範囲の頭髪とし、著しく奇抜な髪型（そり込み・モヒカンなど）や染髪・パーマ・エクステンションは禁止とする。
 - ① 実験や実習・実技等、授業の妨げになる際は、ヘアゴムやピン等で髪をまとめる。ヘアゴムやピン等は華美なものにしない。
 - ② 髪型を整えるために、整髪料（無香料）を使用することを認めるが、学校には持ち込まない。
 - ③ 縮毛矯正のためのストレートパーマについては、相談の上許可する。
- （３）眉は必要に応じて整えてもよい。（過度に細くしたり、全部剃ることはしない）
- （４）化粧や装飾品（ネックレス・ピアス・ヘアアクセサリ等）は禁止とする。
- （５）履き物については、内履きは指定されたスリッパとし、外履きは運動靴とする。（革靴・厚底靴等、運動に適さない靴は履いてこない。）
- （６）冬服期間中の防寒について
 - ① ヒートテック等を着用する際は、シャツやブレザーから出ないようにする。
 - ② タイツ・ハイソックス・レギンス（足首まで覆うもの）を着用する際は、黒・紺・茶色等の単色のものとする。
- （７）その他、健康上必要なものについては、学校と家庭で相談する。

【登下校について】

- (1) 8：10までの登校を推奨する。8：15以降は遅刻となる。
- (2) 遅刻や時差登校の際は、学年職員室で入室許可証を発行してもらう。
- (3) 校舎への出入りは、生徒用玄関から行う。
- (4) 交通安全に気をつけて登下校する。
- (5) 自転車による登下校は禁止とする。
- (6) 登校後は無断で校外に出ない。

【持ち物について】

- (1) 学習用具以外（スマートフォン、ゲーム機、音楽プレイヤー、マンガ、整髪料、お菓子など）は、原則持ち込み禁止とする。
※持ち込んだ場合は、相談のうえ保護者に返却する。
- (2) カバンは、リュックサック・スポーツバックなど、学用品が持ち帰れるものとする。
- (3) 制汗剤（汗拭きシート・無香料）の使用を認める。

【ジャージ・体育着の着用について】

- (1) 金曜日はジャージ登校とする。
- (2) ジャージの下には、体育着を着用する。
- (3) 気候や体調に応じて、上下体育着での登下校も可とする。
- (4) 体育着の上着は、ズボンの中に入れて着用する。

注意事項

校則は、あくまでも沖縄東中学校内での規定です。高校受検・部活動の大会等は、それぞれの規定があります。各家庭におかれましては、高校や大会等の規定をご確認の上、身なり・髪型等の対応をよろしくお願いいたします。